

令和8年5月11日

職員の処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

	被処分者	概要	処分内容
(1)	消防署 消防副士長 29歳 男性	令和7年12月14日（日）夜に飲酒し、翌日、体内にアルコールが残存した状態で自転車を使用して出勤したうえ、本件に対する上司からの聞き取り調査に対して、飲酒の有無やその状況等について虚偽の報告を行ったものです。 なお、当該職員は、令和7年4月1日付けで酒気帯び運転による停職（6か月）処分を受けております。 [法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止に違反] 管理監督者3人（消防署長、課長、課長代理兼係長）を厳重注意	停職 3か月
(2)	消防署 消防司令補 43歳 男性	令和7年9月以降、特定の職員に対して威圧的な態度で詰め寄り、不適切な言動を繰り返すなど、パワー・ハラスメントに該当する行為を行ったものです。 [法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止に違反] 管理監督者4人（消防署長、課長、課長代理、係長）を厳重注意	減給 10分の1 3か月

2 処分日 令和8年5月11日

【消防長のコメント】

このたびの職員による非違行為につきましては、市民の皆さまの信頼を著しく損なうものであり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。一層の綱紀粛正を図り、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

問合せ先： 消防本部総務課
総務課長
総務課参事

（電話 072-622-6956）